



県章

山形県公報

平成31年1月25日(金)
第3014号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地方税の収納の事務の委託……………(税政課)…39
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課)…40
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課)…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局)…41

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課)…42
- 同……………(同)…同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課)…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課)…43
- 一般競争入札の公告……………(河北病院)…48

告 示

山形県告示第37号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

平成31年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 委託した収納事務

県税(法人の県民税、県民税の利子割、法人の事業税(地方法人特別税を含む。)、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、狩猟税、産業廃棄物税、特別地方消費税に限る。)並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収金の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社山形銀行	山形市七日町三丁目1番2号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

3 委託期間 平成31年1月1日から平成33年12月31日まで

山形県告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
特定非営利活動法人エッセン シャルケアセンター 山形市城西町二丁目2番60号	エッセンシャルケアセンター 山形市城西町二丁目2番60号	同 行 援 護	平成30.12.26

山形県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営たらのきだいの地区土地改良事業（農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営たらのきだいの地区土地改良事業（農地整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成31年1月25日から同年2月25日まで

4 その他

(1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

(2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第40号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

〃	緑ヶ丘支店	〃 緑ヶ丘一丁目4番16号	〃 〃	を
〃	酒田営業部 イオン酒田 南店出張所	〃 あきほ町120番1号	〃 〃	

〃	緑ヶ丘支店	〃 緑ヶ丘一丁目4番16号	〃 〃	に、
---	-------	---------------	-----	----

〃	庄内支庁支店青果物市場出張所	東田川郡三川町大字押切新田字茨谷地50番地	〃 〃	を
〃	庄内支庁支店イオン三川店出張所	〃 〃 大字猪子字和田庫128番1	〃 〃	

〃	庄内支庁支店青果物市場出張所	東田川郡三川町大字押切新田字茨谷地50番地	〃 〃	に、
---	----------------	-----------------------	-----	----

〃	若竹町支店	酒田市若竹町二丁目4番5号	〃 〃	を
---	-------	---------------	-----	---

〃	若竹町支店	酒田市若竹町二丁目4番5号	〃 〃	に、
〃	酒田営業部 イオン酒田 南店出張所	〃	〃 〃	

〃	天童支店	天童市東本町一丁目2番1号	〃 〃	を
---	------	---------------	-----	---

〃	天童支店	天童市東本町一丁目2番1号	〃 〃	に改める。
〃	庄内支庁支店イオン三川店出張所	東田川郡三川町大字横山字袖東19の1	〃 〃	

附 則

この規程は、平成31年1月28日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県給与等システム改修業務（会計年度任用職員制度対応） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成30年12月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 54,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成30年11月9日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県会計年度任用職員システム（パートタイム）開発運用業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成30年12月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社東北情報センター 新庄市十日町6162番10
- 5 落札金額 74,956,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成30年11月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において平成31年5月27日まで縦覧に供する。

平成31年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン東根神町
東根市神町西五丁目1015番64外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表取締役 真船 幸夫
東日本ダイワ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目2番27号
代表取締役 安藤 元二
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表取締役 真船 幸夫
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年8月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,827平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 185台
 - (2) 駐輪場の収容台数 109台
 - (3) 荷さばき施設の面積 181平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 16.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 株式会社ヨークベニマル 午前9時から午後11時まで
ロ 未定 午前7時から午後11時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成30年12月18日
- 9 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年5月27日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営鈴川第2ア アパート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	3	一般用	11,800 円	13,600 円	15,600 円	17,600 円	19,700 円	19,700 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 18-51	同	44.4	2	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,100	19,100	
同 同	同 同	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,100	19,100	单身可
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,700	19,700	
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,100	19,100	
同 同	同 同	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,100	19,100	单身可
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	3	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 同	同 同	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	单身可
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 同	同 同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	单身可
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 同	同 同	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	单身可
同 2号	同 21-26	同	59.3	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	

同 桜町アパー ト2号	同 桜町四丁 目12-20	同	64.2	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900	
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	3	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	
同 4号	同 8-32	同	62.6	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	
同 きたまちア パー ト3号	同 桜町三丁 目2-9	2 LDK	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100	
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	2DK	61.5	2	特定目的用 (身障者用)	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600	単身可
同 鷲ヶ袋アパー ト2号	同 上山市旭町二丁 目7-2	3DK	55.7	1	一般用	13,800	15,900	18,200	20,600	23,500	27,100	
同 長清水アパー ト1号	同 長清水一 丁目10-11	同	69.4	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 5号	同 10-15	同	67.7	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	
同 6号	同 10-16	同	70.1	1	一般用	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	
同 交り江アパー ト1号	同 天童市交り江五 丁目10-1	同	62.8	1	同	17,200	19,900	22,800	25,700	29,300	33,900	
同 天童駅西ア パー ト2号	同 駅西二丁 目2-30	同	64.2	1	同	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,800	
同 3号	同 2-31	同	64.2	2	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 天童駅南ア パー ト1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 近江アパー ト3号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 2号	同	同	69.4	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	

同 南寒河江ア パート1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	单身可
同	同	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	单身可
同 2号	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 谷地アパー ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	2	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 東根中央ア パート3号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,600	
同 大石田アパ ート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	
同	同	同	59.4	2	同	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	单身可

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年2月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は、平成31年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成31年3月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年1月25日

山形県立河北病院長 多田敏彦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院大会議室
(2) 日時 平成31年3月15日（金）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立河北病院清掃業務 一式
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 契約期間 契約締結の日から平成34年3月31日まで
(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成31年9月30日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額と入札書に記載された金額のうち平成31年10月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額との合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち平成31年9月30日分までの金額の108分の100に相当する金額と平成31年10月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
(6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。

- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。
- (8) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に病床数180床以上の病院で、当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成31年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。
- (9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関して、医療関連サービス制度（一般財団法人医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院総務課施設用度係
電話番号0237(73)3131
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立河北病院総務課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年2月22日（金）午後3時までに山形県立河北病院総務課施設用度係に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (7) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Kahoku Hospital: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 15, 2019
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237(73)3131

平成31年1月25日印刷 発行所 山形県庁
平成31年1月25日発行 発行人 山形県